

## 橋北小学校仮設校舎賃貸借 仕様書

### 1 設置場所

四日市市立橋北小学校 四日市市川原町 地内

都市計画区域区分：都市計画区域、市街化区域

用途地域：近隣商業地域（建ぺい率：80%、容積率：200%）

防火地域指定：準防火地域

### 2 納入物件

仮設校舎 地上3階建て 軽量鉄骨造 約3,590㎡

仮設渡り廊下 平屋建て 鉄骨造 約50㎡

仮設倉庫 6棟

詳細は、別添資料による。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和11年10月31日まで

実施設計期間及び設置工事期間

契約締結の日から ～ 令和9年6月30日（申請手続き等を含む）

（一部、備品の移設、設備の切替え等については、期間外も可とする）

運動場整備期間 ～ 令和9年7月31日まで

プール等解体及び仮設駐車スペース整備工事期間

令和8年11月1日 ～ 令和9年1月31日（事前使用開始）

賃貸借期間 令和9年7月1日 ～ 令和11年7月31日（25か月）

撤去期間 令和11年8月1日 ～ 令和11年10月31日

### 4 目的

橋北小学校校舎改築工事に伴う代替校舎として使用するため、借り上げる。

### 5 業務内容

#### （1）仮設校舎の設計及び申請に関すること

- ①仮設校舎の設置場所、諸室配置及び外構整備等は別図による。別図を基に関係者と協議した上で、実施設計図面の作成を行うこと。
- ②地耐力は地質調査報告書により、確認すること。
- ③渡り廊下の設置場所は別図による。別図を基に関係者と協議した上で、実施設計図面の作成を行うこと。また、屋内運動場との接続部分は屋内運動場の庇に重なるよう屋根高さを調整すること。
- ④渡り廊下と建物が接続する部分は、各建物の床高と、通路として横断する部分は現況地盤とそれぞれ段差無しで接続させること。
- ⑤実施設計図面の内容について、発注者の承諾を得た後に、仮設許可申請及び計画通知等の申請及び

その他の関係法令または条例等に基づく、申請を行うための書類作成及び申請業務を行うこと。なお、本業務内において申請に必要な手数料については、すべて受注者の負担とする。

- ⑥計画通知は、仮設校舎、渡り廊下及び倉庫の増築を対象とし、竣工後に完了検査を受けるものとする。
- ⑦設計にあたり、建築基準法、消防法及びユニバーサルデザイン条例等の関係法令を遵守すること。
- ⑧関係者と協議する中で、教室配置等に変更が生じた場合は、誠意を持って対応すること。
- ⑨寸法、仕様等について、本仕様書及び計画図に示すもの以外はメーカー仕様とする。本仕様書に特記がない事項は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設計基準」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準」「文部科学省 学校環境衛生基準」に準拠して行なうものとする。なお、これによりがたい場合は、打合せ等によって決定した事項が最優先とする。
- ⑩校舎間取り、学校備品の仕様及びレイアウトを考慮し、必要な設備や位置を検討すること。なお、仮設校舎内に設置する備品については、別紙「備品リスト」による。
- ⑪既設校舎解体工事及び校舎新設工事等の、別途工事に伴う影響を考慮すること。
- ⑫供用中は、切替工事の各段階においても関係法令に支障のない校舎とすること。

## (2) 仮設校舎の設置及びプール等の解体に関すること

- ①敷地東側に工事用門扉（以下「東側門扉」という。）を新設して、工事用出入り口として使用すること。なお、道路加工に伴う道路法等の手続きを受注者において行うこと。
- ②工事期間中は、工事エリア周囲に成形鋼板（H＝3m）を設置し、児童及び学校関係者等に安全な動線を確認すること。なお、詳細な位置等については、現場状況など必要に応じて打合せを行い決定する。
- ③工事車両等の出入がある時は、工事用出入り口に交通誘導員等を配置し、安全に配慮すること。
- ④既設構造物、既設設備に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。養生の方法や範囲については、学校と十分な打合せを行うこと。
- ⑤施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。指摘があった場合は、すみやかに片付け、清掃を行うこと。
- ⑥仮設校舎を設置する際には、鉄板敷きをする等、既設構造物及び埋設配管等を傷めないようにすること。
- ⑦掘削、はつり、コア抜きを行う際は、隠蔽物（鉄筋、管等）を十分調査し破損しないように注意すること。
- ⑧騒音・振動を伴う作業日時については、十分に関係者との協議を行い、学校運営に支障の無いように日程調整を行うこと。
- ⑨備品を既設校舎より移設する場合は、十分に関係者との協議を行い、日程については夏季休暇等の学校運営に支障の無い時期とすること。
- ⑩仮設渡り廊下と屋内運動場との接続を行うこと。また、仮設校舎の設置に支障となるプール、プール附属棟、既設花壇、屋外倉庫、樹木、遊具、バックネット、ネットフェンス、防球ネット、舗装等の構造物についても、撤去を行うこと。設備配管配線についても、切り離し・撤去を行うこと。
- ⑪プールろ過機及び周辺機器については桜中学校に移設すること。ろ材は入替えとし、移設後は試運転を行うこと。なお、桜中学校への機器設置可能日は令和8年11月～令和9年4月とする。それ

以前に橋北小学校より取外す場合には、適切な養生を行い、適切に保管しておくこと。桜中学校内での保管は不可とする。桜中学校プール現況ろ過機及び周辺機器の撤去、基礎の打設等も本業務に含む。添付図面確認のこと。

- ⑫運動場内の鉄棒等について、敷地内指定場所への移設を行うこと。
- ⑬現運動場に敷設されているスプリンクラーについて、仮設校舎設置に支障となる部分については、撤去・止水を行うこと。設置工事期間中に運動場として利用可能な範囲については、スプリンクラーの使用ができる状態とすること。
- ⑭仮設運動場については、石灰岩スクリーニングスト100を敷き均し、勾配調整及び整地転圧を行い、運動場として使用できるように整備すること。
- ⑮既設校舎解体工事及び校舎新設工事（別途工事）があるため、各受注業者（以下、「本体工事関係者」という。）と協議しながら進めること。
- ⑯別途工事や他工事がある場合、受注者間で打合せ又は工事関係者連絡会議等により、事前に取合い、納まり、工程、工事区分などについて十分かつ密に調整のうえ、協力し円滑に進め目的を果たすこと。

※別途工事・他工事：既設校舎解体工事及び校舎新設及び改修工事

（ただし、別途工事や他工事は増えることもある為、市職員や学校へ随時確認を行うこと。）

- ⑰工程や工事エリアについて、学校関係者と十分に協議すること。
- ⑱学校開校日の入場時間は、学校運営の支障とならないよう午前8：30以降とすること。また、既設校舎への出入りが必要な作業については、施設管理者と協議を行い、学校閉校日や放課後等を行うこと。
- ⑲給食室内調理器具については、夏休み期間中に移設、接続を完了させること。また、現状の機能を保つこと。
- ⑳弁や遮断器等を適宜設け、断水、停電の影響が可能な限り少なく、操作が容易となるような設備を構築すること。
- ㉑橋北小学校は運営中の施設で公共性も高く、期間中であっても学校運営を優先することがある為、市職員及び学校と十分に調整し、突然の事象に対応すること。
- ㉒仮設校舎等の設置及び解体に必要な上下水は受注者の負担とする（既存施設を使用できない）。
- ㉓仮設校舎等の設置及び解体に必要な電力は受注者の負担とする（既存施設を使用できない）。
- ㉔校舎賃貸借期間においては、東側門扉を更新及び新設し、職員・来客用・給食用搬入口及び通学用門扉として使用することができるように、整備を行うこと。
- ㉕工事期間に選挙が行われる場合、選挙前日及び当日は工事を行わず選挙運営に協力すること。

### (3) 仮設校舎の賃貸借に関する事

- ①賃貸借期間における雨漏り、床の不陸等、構造に起因して生じた補修は、受注者において無償で行うこと。また、学校活動に影響がないよう、速やかに行うこと。
- ②借主の過失により、賃貸借物を破損した場合は、借主が補修する。ただし、賃貸借期間満了時に未補修部分がある場合は、その状態で返還することができる。
- ③発注者は、仮設物件の使用にあたって、使用期間中善良な管理者の注意をもって保管使用し、他に譲渡、転貸及び担保の目的に供してはならない。

- ④本賃貸借物件における、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税については、課税対象外とする。
- ⑤東側仮設駐車場においては、賃貸借期間中に3回の補修を行うこと。仕様については、碎石の充填、不陸整正および転圧とする。

#### (4) 仮設校舎の撤去及び現状復旧に関すること

- ①使用期間終了後、仮設校舎、仮設渡り廊下等及びそれに伴う設備配管、仮設駐車場等を解体撤去する（仮設建築物の基礎、土中に埋設された配管（一部を除く）、仮設駐車場における舗装、標識ロープを含む）。解体材については、速やかに敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処分を行うこと。（東側フェンス及び門扉は残置とする。）
- ②仮設校舎解体撤去後は、地盤改良材を混ぜた砂にて埋め戻しを行うこと。
- ③撤去跡は、石灰岩スクリーニングスト100を敷き均し、運動場として復旧すること。勾配調整及び整地転圧は、敷地全体を考慮して行うこと。
- ④工事期間中は、工事エリア周囲に成形鋼板（H＝3m）を設置し、児童及び学校関係者等に安全な動線を確保すること。なお、詳細な位置等については、現場状況など必要に応じて打合せを行い決定する。
- ⑤工事車両等の出入がある時は、工事用出入り口に交通誘導員等を配置し、安全に配慮すること。
- ⑥既設構造物、既設設備に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。養生の方法や範囲については、学校と十分な打合せを行うこと。
- ⑦施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。指摘があった場合は、すみやかに片付け、清掃を行うこと。
- ⑧給食室内調理器具については、夏休み期間中に移設、接続を完了させること。また、現状の機能を保つこと。
- ⑨騒音・振動を伴う作業日時については、十分に関係者との協議を行い、学校運営に支障の無いように日程調整を行うこと。

#### 6 学校関係者等に対する安全の確保

工事にあたっては、賃貸借物件を設置する学校（以下「当該学校」という。）の児童、教職員等学校に出入りする者、近隣住民、通行者等全ての者に対し、安全を確保するとともに交通の妨げや公衆に迷惑とならない措置を講ずるものとする。また、騒音・振動及び飛砂・粉塵・泥土飛散等の工事起因による損害を与えない措置も講ずること。車両の通行が多くなると予測される場合は、事前に本市職員、学校と協議するとともに、近隣住民への周知を徹底すること。

#### 7 官公署への手続き

- (1) 工事の建築基準法上の手続き（仮設建築物の許可申請、計画通知、その他許可申請関係）、消防への申請、「四日市市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」等の条例に基づく手続き、その他工事施工に伴う官公署への申請、完了届等は、受注者の負担にて作成し遅滞なく届出等を行うこと。
- (2) 上記各届出等の写一部を、各工事に着手する前に発注者に提出すること。
- (3) (1)に伴う法的に必要な設備等は本市設計図書に記載が無くても包含施工するものとする。

- (4) 電力、ガス、電話、通信等の事業者へ申請を行うこと。
- (5) 施工にあたり工事の各段階に必要な官公署やその他への申請または届出の種別・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。
- (6) 検査機関と発注者の連絡調整、受検対応を行うと共に、検査時の指摘に対する是正を行うこと。

## 8 解体材及び発生材処理

「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書」に準拠して行うものとする。契約の履行によって生じた廃材等は受注者の責任において当該学校内に放置することなく、速やかに、関係法令等に従い適切に処理すること。

## 9 協議

契約の履行に当たっては、当該学校並びに本体工事関係者等と十分に協議すること。なお、協議の結果については、軽微なものを除き、その内容を発注者に報告し指示をあおぐこと。

## 10 仮設校舎建設工事概要

- (1) 仮設校舎の仕様については、別図による。
- (2) 各仕様について、発注者の承認を受けた上で、同等のメーカー仕様に変更ができることとする。
- (3) 別図における寸法については、法令で定める範囲において、メーカー仕様による近似値とする。

## 11 仮設校舎建設に係る消防設備

消防設備及びその数量等は所轄消防署と打ち合わせて決めること。

## 12 電気設備

### (1) 受変電・幹線

- ①受電方式 3Φ3W 6600Vとする。
- ②仮設キュービクルの製作据付を行う。
- ③仮設校舎の電気容量を満足すること。
- ④仮設キュービクルへの引込工事を行う。
- ⑤幹線の配管・配線を行う。供給先は仮設キュービクルから仮設校舎分電盤、仮設校舎動力盤等。

### (2) 非常用発電機

- ①既設発電機と仮設キュービクルを接続し、一部負荷については停電時に商用電源から発電機電源に切り替わるようにすること。
- ②既設 GL-0 盤から仮設校舎電灯盤、屋内運動場切替盤(仮設エリア経由)へ配管・配線を行うこと。
- ③既設 GL-0 盤には仮設校舎用に 100/75AT のブレーカーを追加すること。
- ④既設避難階段 3 階に避難階段・屋上照明、発電機補機電源用の仮設分電盤を設置し、既設配線を接続して電源を供給すること。

### (3) 電灯

- ①分電盤・照明器具・スイッチ (センサー含む)・コンセント・扇風機等の電灯設備の取付、及びそれらに係る配管・配線を行う。

- ②照明器具はLEDとし、屋外灯及び外壁灯は自動点滅器+タイマー制御とする。
- ③コンセントは2P15A×2を原則とし、取付場所や接続する機器に応じ、防雨形・接地極付・接地端子付き・フロア形を使用すること。
- ④単相電源機器へ配管・配線を行い電源供給すること。
- ⑤分電盤は停電時発電機回路への自動切換え機能を有するものとし、また、手動切替開閉器により任意の負荷を発電機回路へ追加接続できる仕様とすること。
- ⑥発電機回路への自動切換え対象は次のとおりとする。
  - 照明：各階廊下1/2程度、各室の1/3程度、階段、トイレ
  - コンセント：各居室1か所、職員室・校長室全コンセントの1/3程度
  - 衛生器具：自動洗浄、自動水栓、中継槽ポンプユニット ※給食調理室は除く

#### (4) 動力

- ①動力盤の取付を行うこと。
- ②三相電源機器（空調機器・調理室機器・給排気ファン・エレベーター・ポンプ等）へ配管・配線を行い電源供給すること。

#### (5) 構内交換設備

- ①電話主装置・電話機・FAX等の構内交換設備の取付、及びそれらに係る配管・配線を行う。
- ②引込工事を行う。（ソフトバンク アナログ回線×1 光回線×1）
- ③電話番号は電話でアナログ×1、光×1、FAXで光×1の3つとする。
- ④エレベータ保守用電話に接続すること。

#### (6) 構内情報通信網設備

<学習系LAN系統(GIGAスクール)>

- ①引込工事を行う。（CTY 光回線）
- ②ONU・L2SW・L3SW・HUB・無線アクセスポイント・HDMI端子等の構内情報通信網設備の取付、及びそれらに係る配管・配線を行う。
- ③ONU・L2SW・L3SW・HUB・無線アクセスポイント等は既設校舎からの移設とすること。  
これらは仮設校舎撤去時には取り外して市に引き渡すこと。
- ④HUBは各所に適切に配置すること。（HUB収納BOX移設、AC100V電源要）
- ⑤屋内運動場既設アクセスポイントにも接続すること。
- ⑥通信速度を測定し、問題ないことを確認すること。

<公務系LAN>

- ①引込工事を行う。（NTT 光回線）
- ②ONU・G/W・ルーター・HUB等の構内情報通信網設備の取付、及びそれらに係る配管・配線を行う。
- ③ONU・G/W・ルーター・HUB等は既設校舎からの移設とすること。これらは仮設校舎撤去時には取り外して市に引き渡すこと。

<三重県旅費端末>

- ①引込工事を行う。（CTY 光回線）
- ②ONU・ルーター・HUB・三重県旅費端末等の構内情報通信網設備の取付、及びそれらに係る配管・配線を行う。

③ONU・ルーター・HUB・三重県旅費端末等は既設校舎からの移設とすること。これらは仮設校舎撤去時には取り外して市に引き渡すこと。

<プロジェクト設備>

①プロジェクト及びスクリーンは別途工事で移設するが、これらに係る配管・配線、電源やHDMI端子、USB端子等の設置は本業務に含むものとする。

②必要に応じて壁掛けプロジェクト設置のための壁補強を適切に行うこと。

#### (7) 情報表示設備

①電波修正付時計を仮設校舎外壁南側へ設置（Φ700mm程度）し、それらに係る配管・配線を行う。

②各居室に壁掛け時計（電源は電池）を設置すること。

③多目的トイレに呼出釦（ひも付き）を設置し、職員室にて受信すること。

④警報盤5窓を職員室に設置（受変電故障、圧送ポンプ故障、中継ポンプ槽故障、受水槽水位など）すること。

⑤警報盤・警報信号発信機器等に係わる配管・配線を行う。

#### (8) 拡声設備

①既設校舎からデスクアンプ、プログラムチャイム・緊急地震速報端末を移設し、リモートマイクは新たに職員室に設置する。緊急地震速報端末のみ仮設校舎撤去時には取り外して市に引き渡すこと。それ以外は仮設校舎撤去時に処分すること。

②アンプ・スピーカー・アッテネーター・リモートマイク等の拡声設備の取付を行う。

③アンプ・スピーカー・アッテネーター・リモートマイク・プログラムチャイム・緊急地震速報端末・端子盤等に係わる配管・配線を行う。

④緊急地震速報は公務用LANに接続し、音声出力信号はアンプ等に接続し、全館放送可能とすること。

⑤優先順位は、緊急地震速報→チャイム→ローカル放送とすること。

⑥放送区分は打合せを行い決定した区分とすること。

⑦既設屋内運動場回路への接続を行うこと。

⑧運動場用スピーカーは指向性スピーカー等を設置し、近接する民家に十分配慮した配置をとすること。

#### (9) 誘導支援設備

①各教室・特別教室、校長室、職員室、保健室、サポートルーム、総合学習室、屋内運動場、調理員休憩室に内線電話機を設置し相互間での通話を可能にすること。

②校長室、職員室、保健室は多機能電話機とし、外線可能とすること。なお、職員室の1台については停電対応多機能電話とすること。

③校舎から給食室前室の出入り口、下処理室受入口にドアホン子機を設置し、調理室及び休憩室にカラーモニタ付ドアホン親機を設置すること。

④調理室及び洗浄室のドアホン呼出し及び、内線電話呼出はフラッシュ+スピーカーで知らせるようにすること。

⑤エレベーター用インターホンを職員室に設置すること。

⑥内外線電話、インターホン、ドアホン、フラッシュ+スピーカー等に関わる配管・配線を行うこと。

#### (10) テレビ共同受信設備

①CATV引込工事を行う。(CTY)

②職員室、校長室にて視聴可能な器具の取付、配管・配線を行う。

#### (1 1) デジタル防災行政無線

- ①デジタル防災行政無線の機器の設置、及びそれらに係る配管・配線を行う。
- ②機器は既設校舎からの移設とすること。これらは仮設校舎撤去時には取り外して市に引き渡すこと。

#### (1 2) 監視カメラ設備

- ①監視カメラ設備（モニタ・録画装置・カメラ等）の設置、及びそれらに係る配管・配線を行う。

#### (1 3) 防犯設備

- ①職員室に熱線センサーを自営設備にて設置、及びそれらに係る配管・配線を行う。

#### (1 4) 自動火災報知設備

- ①消防法施行令別表第一「7項 小学校」の適用により自動火災報知設備を設置、及びそれらに係る配管・配線を行う。
- ②職員室にP型1級受信機を設置し、既設屋内運動場も警戒範囲に含むこと。
- ③ガス漏れ検知器が必要な場合、設置すること。

#### (1 5) 接地設備

- ①必要な接地極を打設すること。
- ②機器・資材に必要な接地工事を行う。

#### (1 6) 給食室

- ①厨房機器リスト及び、現状の給食室図面をもとに必要な電源工事を行い、給食運営に支障がないようにすること。
- ②ケースブレイカー等のメイン機器に付随するものは移設せず、リース品とすること。

#### (1 7) 既設校舎と関連設備

- ①既設屋内運動場の運営に必要な上述設備の電源供給・通信確保・信号送受信を行うこと。
- ②解体工事に伴い、解列が必要な場合は行うこと。
- ③仮設屋外渡り廊下にLED照明器具を設置する。

#### (1 8) 対象教室

- ①各設備の対象教室は諸元表を参照すること。

#### (1 9) 材料

- ①賃貸借期間終了後、撤去となる電線・ケーブルはエコ電線・エコケーブルでなくてよい。

### 1 3 機械設備

#### (1) 衛生

- ①節水型器具を使用し給水使用量の削減を図ること。
- ②清掃等の維持管理の簡便性を考慮した衛生器具の選定をすること。
- ③洗面器・化粧鏡は使用年齢を考慮し高さを調整すること。
- ④便器陶器等の衛生器具については、未使用品とすること。
- ⑤屋内の各洗面器、手洗い場には水栓1か所に対して1つ化粧鏡を取り付けること。
- ⑥各手洗い場(屋外・屋内)の一か所はレバー水栓とすること。
- ⑦諸元表をもとに各室に衛生設備を設置すること。

#### (2) 給水

- ①メーター・受水槽を設置、加圧給水ポンプ方式とし、学校運営や水栓器具の使用に支障がないこと。

また、ポンプ故障時等緊急時に直圧系統(受水槽・ポンプバイパス)に手動で切り替えられる仕様とする。仮設校舎行と仮設校舎内給食室行は建物に入る前に分岐し、それぞれにバルブ・減圧弁を設置すること。

- ②受水槽は年に1度槽内清掃を、ポンプは点検を行うこと。
- ③引込給水管は賃貸借期間終了時には敷地境界付近でプラグ止め処理を行うこと。

(3) 排水

- ①放流先 : 敷地内既設污水枡を介し放流すること。
- ②排水方式 : 建物内汚水・雑排水分流方式とし、屋外排水にて合流後、中継槽ポンプにより、既設枡へ接続放流すること。  
給食室排水は、下処理室、調理室、洗浄室系統に分け屋外にて合流しグリーストラップ(本体容量235L以上)を介し放流する。
- ③仮設校舎撤去時 : 敷地内既設污水枡は撤去すること。

(4) 給湯

- ①給湯熱源 : 都市ガス(13A)
- ②給湯系統及び方式 : 対象箇所毎による個別局所方式(機器は高効率タイプ)とする。
- ③給湯対象室 : 調理室 : マルチ給湯機ユニット(50号×2号)による個別給湯方式とする。  
上記以外 : ガス瞬間湯沸器による個別給湯方式とする。諸元表参照。

(5) 消火

- ①消防法、同施行令、同施行規則によるほか、四日市市火災予防条例に基づき消火設備の設置をする。  
消火設備は消防と協議の上、最終確定すること。
- ②防火対象物の用途 : 消防法施行令別表第一「7項 小学校」を適用すること。
- ③設置消火設備 : パッケージ型屋内消火栓設備  
消火器 ABC10型

(6) ガス

- ①都市ガス引込工事を行うこと。
- ②給食室等のガス器具へ供給する。
- ③維持管理が容易となるよう各所にバルブを設けること。

(7) 空気調和設備

1) 設計条件

	外気		室内	
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	35.0	53.3	28.0	50
冬期	1.9	53.6	19.0	40

熱負荷計算を行い、学習環境に支障のない能力とする

2) 熱源設備

- ①電気式ヒートポンプ空調機(EHP)を採用する。
- ②高調波対策が必要な機器は対策を行う。

3) 空調方式及び対象室

- ①EHP空調機の発停はリモコンにて各室個別発停とする。対象室は諸元表参照。

- ②EHP空調機はシングル、ツイン、トリプルは問わないが、室内機台数は諸元表による。
- ②職員室に集中リモコンを設置する。(エネルギー管理は不要とし、消し忘れ防止機能を有する)
- ③室外機の設置場所は1階屋外部分でも各階屋外部分でも可とするが、保守点検や児童の通行等、学校運営に影響のない箇所に設置すること。

#### 4) 配管設備

- ①冷媒配管・ドレン配管工事をする。ドレン排水は雨水系統もしくは浸透枳に間接排水とする。
- ②リモコン用配管配線、集中リモコン配管配線、室内外渡り連絡配管配線は機械設備工事とする。電源工事は電気工事とする。

#### (8) 換気

- ①各室に個別の機械換気方式を採用し、各室に対応した換気計画とする。
- ②換気方式は第3種換気とする。
- ③ウェザーカバーは防虫網付きとする。

##### 1) 換気種別

- ①天井換気扇による換気設備を設置する。対象室は諸元表参照。
- ②シックハウス対策としての専用の24時間換気扇を設置する。対象室は諸元表参照。
- ③火気使用室の換気設備を設置する。対象室は諸元表参照。

##### 2) 必要換気量

- ①居室の換気量：1人あたり30m<sup>3</sup>/h又は学校衛生基準による。
- ②シックハウス対応の換気量(24時間換気)：換気回数0.3回/h以上とする。
- ③その他付室等の換気：便所：10回/h、便所以外：5回/hとする。

##### 3) 火気使用室の換気量

- ①厨房等のガスを使用する箇所の換気を対象とする。
- ②換気方式は第3種換気とする。

$$\text{必要換気量 (m}^3/\text{h)} = 40 \times K \times Q$$

K : 使用燃料の理論廃ガス量(都市ガス13A=0.93m<sup>3</sup>/kWh)

Q : 燃料消費量(kW)

- ③火気使用の換気量は上記の換気量計算もしくは排気フードの面風速(0.3m/s)計算の大きい方の換気量とする。

#### (9) 昇降機

人荷用エレベーター(積載量750kg、定員11名)を設置し、以下の機能を備えること。

到着アナウンス

ハンズフリーインターホン

デジタル表示(階数・上昇・下降)

インバータ制御

#### (10) 給食室

- ①厨房機器リスト及び、現状の給食室図面をもとに必要な衛生設備工事を行い、給食運営に支障がないようにすること。
- ②メイン機器以外の洗面器、水栓類、水栓柱等は移設せずリース品とすること。
- ③グリーストラップ掃除用に給水・給湯立水栓を設置すること。

- ④給食室外に地流しを設置すること。
- ⑤回転釜上部にはステンレスフードを設置すること。
- ⑥シンクにも給水・給湯栓、床洗い用の給水・給湯栓を設置すること。
- ⑦室内洗浄用の排水用 U 字側溝を設置すること。
- ⑧給食室内は調理員動線上に床上転がし配管は不可とする。

(1 1) 既設校舎と関連設備

- ①解体工事に伴い、解列が必要な場合は行うこと。
- ②運動場に散水栓（ホースリール及び散水ノズル含む）を 2ヶ所設置すること。設置する散水栓は口径 1 3 φ 以上とし、運動場全体を散水できるものとする。

1 4 上下水処理

- (1) 雨水は、敷地内に側溝を新設し接続すること。
- (2) 雑排水は、敷地内の既設下水排水設備に接続すること。
- (3) 汚水は、敷地内の既設下水排水設備に接続すること。

1 5 化学物質の測定

- (1) 指定する居室の「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の測定を行い、報告書を作成する。なお、設置完了時に測定し、測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、原因の究明・適正な改善方法の報告及び改善のうえ、再測定を行う。
- (2) 検査対象箇所：教室各階一室及び給食室（計 4 か所）
- (3) 測定時期：校舎設置完了時
- (4) 判定基準

検査項目	判定基準（25℃の場合：下記の数値を超えない）
ホルムアルデヒド	0. 0 8 ppm（100 μ g / m <sup>3</sup> ）
トルエン	0. 0 7 ppm（260 μ g / m <sup>3</sup> ）
キシレン	0. 0 5 ppm（200 μ g / m <sup>3</sup> ）
パラジクロロベンゼン	0. 0 4 ppm（240 μ g / m <sup>3</sup> ）
エチルベンゼン	0. 0 8 5 ppm（370 μ g / m <sup>3</sup> ）
スチレン	0. 0 5 ppm（220 μ g / m <sup>3</sup> ）

- (5) 測定方法：パンプ型採取機器により行う。

1 6 入札後提出書類

以下の書類を発注者の指示する日までに発注者へ提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに発注者へ連絡し、変更の書類を提出すること。

- (1) 現場仮設計画図・切替ステップ図
- (2) 仮設建築物の許可申請に基づく書類（官公署への届出の副本を含む）
- (3) 建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証（消防法に基づく届出も含む）
- (4) 工事中の写真（隠蔽部分を含む）
- (5) 完成写真

- (6) 主任技術者届、現場代理人届
- (7) 施工体系図
- (8) 施工体制台帳
- (9) 実施工程表
- (10) 耐圧・リレー試験結果表
- (11) 絶縁抵抗測定結果表
- (12) 接地抵抗測定結果表
- (13) 電界測定結果表
- (14) 照度測定結果表
- (15) 通水・満水試験結果表
- (16) 各種配管水圧試験結果表
- (17) 空調能力測定結果表
- (18) ガス設備気密試験及び点火
- (19) 設計図面 A4折り 製本 1部
- (20) 設計検討報告書 A4パイプ式ファイル 1部
- (21) 電子納品（設計図面・写真・設計検討報告書等） 1部
- (22) マニフェスト確認表
- (23) その他発注者が必要と認めるもの

#### 1.7 検査

受注者は、物件の設置及び撤去完了後に発注者の検査を受けなければならない。その際に物件の瑕疵等の指摘を受けた時は、速やかに修理又は取替等を行うこと。なお物件の賃貸借期間開始までに、必要な検査に合格をし、発注者へ引き渡すこと。

#### 1.8 仮設校舎の維持管理

- (1) 賃貸期間中、関係法令に基づいた保安・保守・点検、安心安全に使用できる為に必要な保安・保守を受注者負担で行うこと。
- (2) 受注者は賃貸借期間中、自らを被保険者とした損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう）に加入する。
- (3) 本建物賃貸期間中は、建物保守・管理のための緊急連絡体制を確立し、連絡可能な体制とすること。
- (4) 仮設建築物の消防法に定める消防設備の機器点検及び総合点検を実施し報告書を提出のこと。  
また、消防法に限らず関係法令に基づき実施した保守・点検、届出は報告書を提出すること。
- (5) 受注者は、1年に2回（冷暖房時期前）全ての室内機のフィルター清掃を行うこと（初年度は暖房前の1回）。なお、給食室（休憩室を除く）については1年に4回（1回／3か月程度）室内機のフィルター清掃を行うこと。

#### 1.9 その他

- (1) 物件の設置及び撤去は、指定する期日までに終えること。
- (2) 電気・給水・ガス・電話やネットワークの引込等、十分に打合せを行ったのち、使用可能な状態に

すること。それに必要とした経費は受注者の負担とする。

- (3) カーテン等通常の使用において破損しやすいものは、消耗品として扱い、損害賠償の対象とならないものとする。
- (4) 受注者は、設置した賃貸借物件について、定期的に点検を行い使用に支障がないように努めること。また異常が発見された場合は、受注者の負担において修繕すること。
- (5) 各種部材・設備の劣化等による破損及び故障等が生じた場合は、受注者の負担において修繕すること。(発注者または施設利用者に過失がある場合を除き、受注者の負担とすること。)
- (6) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守すること。点検も受注者負担の上実施し、報告書を作成すること。
- (7) 建設及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- (8) 存置する既存校舎、屋内運動場も含めて、仮設校舎使用時に必要な設備等に不備のないように進めること。
- (9) 本契約にて設置したもの(埋設物も含む)は、特記がない限り撤去期間に撤去すること。
- (10) 工事の施工に関し、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害を賠償すること。
- (11) 自社において設計を行い、かつ自社の仮設部材を用いて、主要構造部の施工を行うこと。
- (12) 本仕様書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも必要なすべての情報を網羅するものではない。また、別図は参考図であり、受注者は、発注者との打ち合わせ等によって示された情報をもとに、計画的なスケジュールを立案し、責任を持って実施設計、設置、撤去を行い、適切に遂行し完了させること。
- (13) 完成図書や現場調査等により既設施設の設計思想を十分理解すること。また、現場、現物、現実を十分理解し確認した上で実施設計、設置、撤去を行わなければならない。
- (14) 提出書類の作成にあたっては、必ず現場、現物、現実を確認し、記載内容と齟齬が無いこと。また、いつ誰がみても同じ解釈で正しく理解でき、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、本仕様書に記載のない書類についても、依頼があった場合は協力し作成すること。
- (15) 取扱説明は、使用者が理解できるよう運転説明書を作成し、説明会を実施すること。
- (16) 既存設備などの保守・点検の障害にならないようにすること。
- (17) 設置した校舎、機器等に賃貸借物件である旨を表示すること。
- (18) 学校関係者及び工事関係者の動線に配慮し設置すること。
- (19) この仕様書に定めるもののほか、業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、その都度協議し、定めるものとする。

## 20 契約金額の支払い条件

令和 8年度 〒0-

令和 9年度 設置工事完了時点（法定検査を含む）

契約金額の 82.4109%以内

当該年度における業務の履行完了を市が確認した時

契約金額の 1.7351%以内

令和10年度 当該年度における賃貸借期間満了時

契約金額の 3.4702%以内

令和11年度 契約期間満了時

未払い契約金額

（いずれも契約金額の税抜き価格に上記割合を乗じた金額の千円未満を切り捨てた金額に消費税を加えた金額を支払うこととする。）

## 21 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

## 22 暴力団等不当介入に関する事項

乙は、業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない

### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

## 23 障害者差別解消に関する事項

乙は、業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

### (1) 対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）

に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応上記

(1)に定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。